

# 福岡県モビリティデータ連携基盤構築等業務仕様書

## 1 業務名称

福岡県モビリティデータ連携基盤構築等業務

## 2 業務概要

### (1) 業務実施期間

業務締結日から令和6年3月29日まで

### (2) 業務目的

高齢化や人口減少等による利用者減少に伴い、地域公共交通の維持・確保が厳しくなり、より効率的で便利な交通サービスが求められる中、デジタル技術を活用した MaaS 等の新たな交通 DX の取組を通じて得られたデータ（以下「モビリティデータ」という）を集約・分析し、交通政策立案や交通事業最適化に利活用することで、県民の移動ニーズに対して最適な交通手段を切れ目なくつなぐ、持続可能で多様かつ質の高い地域公共交通の実現を目指す。

さらに、得られたデータは、交通政策だけでなく、将来的には他分野での新たな政策立案を目指すものである。

本業務ではモビリティデータの取得、分析を通じて、県や県内市町村が今後の交通政策に活用するためのモビリティデータ連携基盤の構築を行う。

### (3) 業務内容

福岡県モビリティデータ連携基盤を構築し、ダッシュボード※の機能提供や、運用面の維持管理を行う。

※統計データをグラフ等に加工して一覧表示し、視覚的に分かりやすく、簡単に利用できる形で提供するシステム（統計局 HP より引用）。

#### ① モビリティデータ連携基盤・ダッシュボードの構築・提供

##### (7) 福岡県全域を対象としたモビリティデータ連携基盤・ダッシュボードの提供

福岡県全域を対象とした以下のモビリティデータ（分析データ）の表示・分析機能を持った基盤・ダッシュボードの提供を行う。

- ・ 分析データ
  - IC カード
  - バス・鉄道時刻表データ
  - 人流データ
  - ※ 対象・期間等は別途調整
- ・ 分析機能
  - 上記データを活用した、公共交通の利用実績に関するサマリ表示を行う機能を有すること
  - 上記データを活用した、公共交通の利用実績に関する基礎集計を行う機能を

有すること

- 上記データを活用した、運行データと利用実績を組み合わせた分析を行う機能を有すること
- 上記データを活用した、人流と交通を組み合わせた分析を行う機能を有すること
- ・ その他機能
  - 将来的に、外部システムやモビリティデータ以外の他分野データと連携が可能な API 等の機能を拡張できる構成とすること

(4) 福岡県市町村を対象としたモビリティデータ連携基盤・ダッシュボードの提供

以下のモビリティデータ（分析データ）を対象とし、モデル市町村を協議・選定の上で、市町村のニーズを踏まえたデータの表示・分析機能を持った基盤・ダッシュボードの提供を行う

- ・ 分析データ※1
  - オンデマンド交通データ（対象・期間等は別途調整）
  - MaaS アプリ※2データ（対象・期間等は別途調整）
  - コミュニティバスデータ（対象・期間等は別途調整）

※1 上記は分析データの例であり、詳細は別途調整する。データの種類については、実績データが継続的に取得できる市町村エリアの対応を想定する。対象市町村エリアは別途調整する。

※2 複数の公共交通を最適に組み合わせる検索・予約・決済を一括で行うとともに、移動需要創出のために、目的地となる観光施設、飲食店等と連携したサービスも提供できるスマートフォン向けアプリケーションソフトウェアやウェブサイト。
- ・ 分析機能
  - 分析機能については、対象となる市町村のデータ収集状況、活用方針を鑑み、協議によって調整を行うものとする
- ・ その他機能
  - 将来的に、外部システムやモビリティデータ以外の他分野データと連携が可能な API 等の機能を拡張できる構成とすること

② モビリティデータの取得・調整

モビリティデータ連携基盤へ導入するための上記①に記載のデータ取得を行うとともに、それに伴って必要な事業者調整を実施すること。なお、モビリティデータ連携基盤へ導入するデータについては上記①に記載のデータを想定しているが、詳細については、県及び市町村と協議・調整を行い、決定する。

③ モビリティデータ連携基盤の維持管理

モビリティデータ連携基盤はクラウド環境で構築を行い、そのクラウド環境の維持管

理、運用保守を行うとともに、必要に応じて、適宜メンテナンスを行うこと。モビリティデータ連携基盤については、市町村の職員も取り扱えるよう、アクセスライセンスを増設すること。

取得したモビリティデータは、今後の県における交通政策業務で活用するため、データ連携基盤に蓄積し運用するとともに、その管理・所有体系を明確に把握し、発注者の求めに応じて説明できるようにすること。

なお、取得したデータの継続的な利用が可能となるよう、各種データのフォーマットや形式についてはデータの変換処理を行い、共通化すること。

#### ④ モビリティデータ連携基盤の利用支援

構築したダッシュボードや分析結果を用いた交通計画策定、公共交通施策立案を促進するため、データ取得の対象となる市町村に向けた研修・説明会等を実施すること。なお、市町村におけるモビリティデータ連携基盤の活用を促進させるべく、これらの研修・説明会等は、市町村における活用事例を題材とした内容とし、市町村に対しては、その後もデータ分析を交通計画策定、公共交通施策立案に反映できるような伴走支援（課題解決の糸口や施策の検討、支援施策の効果把握等）を行うこと。

また、県が主催する交通 DX に関する会議・説明会等において、データ利活用に関する取組の概要や他地域での分析結果事例を紹介すること。

#### ⑤ 将来的な運用モデルの検討支援

市町村における費用負担や民間事業者の活用を想定した将来的な運用モデル（他分野連携におけるユースケースを含む）について、県と協議の上、あるべきモデルについての検討を支援すること。

#### ⑥ 報告書作成

上記の実施事項を取りまとめた報告書の作成を行う。

### (4) 導入スケジュール

- ・ 2023 年 9 月頃：県向けダッシュボードが提供できること
- ・ 2023 年 11 月頃：市町村向けダッシュボードが提供できること
- ・ 2023 年 12 月頃：市町村向け研修・説明会を実施すること
- ・ 2024 年 3 月：成果物の納品が完了すること

## 3 業務の実施状況

### (1) 業務工程表の提出

受注者は、契約締結後 14 日（発注者が認める場合はその日数）以内に仕様書等に基づいて、業務工程表（任意様式）を作成し、発注者に提出するものとする。

### (2) 実施状況の報告

本業務を円滑に履行するため、受注者は発注者と定期的に協議を実施するとともに、事業

の節目には、表1の事項について発注者に対し、報告を行うものとする。

なお、発注者は、業務の期間中、受注者に対し業務の実施状況の報告を求めることができる。

表1 協議議題

着手時	プロジェクト計画に関する事項
中間時	データ連携基盤に関する事項 データ連携基盤を用いた分析に関する事項
最終報告	本業務全体の履行状況報告、操作説明

#### 4 成果品

##### (1) 成果品

成果品は表2に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

表2 成果品目

No	項目	規格等	数量
1	実施報告書 (分析報告・システム報告を含む)	PPT/WORD 形式	2部
2	アクセスアカウント	-	協議により決定
3	操作マニュアル	-	2部
4	上記電子データ	-	1式

##### (2) 納入場所

福岡県企画・地域振興部交通政策課（福岡県福岡市博多区東公園7番7号）

##### (3) 秘密の保持

本業務に関し、受注者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

#### 5 特記事項

##### (1) 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

##### (2) データ連携基盤に関する知的財産権等

受注者は、発注者に対し、2にて規定する目的の範囲でデータ連携基盤・ダッシュボード（以下、本サービス）を利用することを許諾する。

発注者が本サービスを利用するにあたり、本サービスで扱うデータとして外部サービスか

ら取得されるデータを利用する場合、当該外部サービスから取得される本件データの知的財産権についての取り扱いは外部サービスの利用規約に従う。

受注者は、外部サービスから取得されるデータ、ならびに発注者が自ら保有するデータについて、知的財産権その他の権利を有するものではなく、また、外部サービスから取得されるデータ、ならびに発注者が自ら保有するデータについて、その内容に関する事項（品質、真実性、正確性）について保証を行うものではない。

**(3) その他**

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受注者と福岡県交通政策課が協議し、決定する。